クーリング・オフについて

お客様は、不動産特定共同事業法第２６条第１項（クーリング・オフ制度）の規定に基づき、お客様が匿名組合契約に係る申込みをした後から、お客様が不動産特定共同事業法第25 条の規定により当社から提供される契約成立時交付書面にかかる事項をお使いの電子機器において閲覧に供された日から起算して８日間が経過するまでの間は、以下に定める手続きにより、当該申込みを撤回し、又は当該申込みに係る匿名組合契約の解除を行うことができます。この場合において、既に支払われた出資金はお客様が会員登録時に入力した銀行口座に対して振り込むことにより速やかに返還します。

【クーリング・オフの手続き方法】

1. 本書別紙の「クーリング・オフ届出書」に必要事項を記載してください。
2. 以下に記載のある、当社の住所宛に郵送する方法または電磁的方法により、当社宛にご送付ください。電話等による口頭での通知は認められません。

【送付先】
〒451-6005
名古屋市西区牛島町 6-1　名古屋ルーセントタワー5Ｆ
株式会社みらいアセット
カスタマーサポート係　宛

当社による受領及び記載内容の確認後、「クーリング・オフ確認書」がお客様の会員登録時に登録したメールアドレス宛に送付されますので、大切に保管してください。

【ご注意事項】

1. クーリング・オフ届出書の記載事項に不備がある場合には、当社から電話又はメールの方法により、内容の確認を行う場合があります。当該確認に対するご協力をいただけない場合、クーリング・オフ届出書に基づくクーリング・オフを受け付けることができない場合がありますので、ご注意ください。
2. クーリング・オフ届出書を送付後、１０営業日が経過しても当社から「クーリング・オフ確認書」が届かない場合は、お問い合わせフォームからご連絡ください。
3. クーリング・オフ届出書により、一度申し込みを撤回し、又は契約を解除した場合には、対象となる案件が募集期間中である場合には、再度のお申込みができる場合がありますが、それ以外の場合は、原則として当該案件に対する再度のお申込み及び契約の締結

を行うことができませんので、ご留意ください。

4. その他、クーリング・オフ制度又はクーリング・オフ届出書に関するお問い合わせは、お問い合わせフォームからご連絡ください。

制定日 2022 年 8 月 19 日
改定日 2025 年 4 月 11 日

中途解約について

1. 中途解約の実施
   中途解約は原則できません。

2. その他中途解約に関するお問い合わせ方法
   その他、中途解約に関するお問い合わせは、お問い合わせフォームからご連絡ください。

制定日 2022 年 9 月 1 日

クーリングオフ届出書

営業者

株式会社みらいアセット御中

次の契約を、特定商取引に関する法律等に基づき、全て解除致しますので通知致します。
契約年月日：　年　月　日

ファンド名：

送付先：名古屋市西区牛島町 6-1　名古屋ルーセントタワー5Ｆ

【添付資料】

1.　身分証明書（写し）※法人の場合は「履歴事項全部証明書（発行日から３ヵ月以内)」

以上

年　月　日

ご住所

お名前